

平成30年度事業計画書

基本方針

2015年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）においてすべての国が参加する地球温暖化防止の枠組であるパリ協定が合意されて以降、持続可能な社会の実現に向け環境、経済、社会の持続可能性を追求する取組が各方面で浸透しつつある。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、その準備や開催後のレガシーを通じ、こうした取組が更に促進されると考えられる。

このような状況の下、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする日本環境協会（以下「協会」という。）としては、社会面等の課題にも配慮した環境分野における取組を展開し、持続可能な社会の実現により一層貢献していく必要がある。

その際、上述のように、2020年東京オリンピック・パラリンピックを含む前後の期間においてSDGs等の取組が進んでいくと考えられることから、協会の今後の取組もこの期間の動向を注視つつ対応していく必要がある。

平成30年度は、以上のような考え方の下、次の方針により取り組む。

第一に、こどもエコクラブ事業については、クラブが地域の環境活動・ESD実践のプラットフォームとなることを目指し、それを支援するための事業基盤の確立に引き続き努める。

第二に、エコマーク事業については、エコマークが持続可能な社会の実現に積極的に貢献し広く使われる環境ラベルとなることを目指し、従来の取組に加え、社会面の配慮や地球温暖化対策の強化を念頭に置いた基準策定等に取り組む。また、国際協力については、国内企業の海外展開やエコマーク認定取得促進への寄与を念頭に、世界に通用し利用される環境ラベルとなることを目指し、相互認証の拡充や途上国への基準策定支援等取組の充実強化に努める。

第三に、地球温暖化の防止や土壤環境の保全等国が行う持続可能な社会の実現に向けた各種施策についても協力する。

第四に、自主事業に関連する分野を中心に国等からの委託事業の受託に積極的に取り組むとともに、新規事業に実施についても機会を捉え柔軟かつ積極的に対応する。

なお、事業の推進に当たっては、知識・ノウハウの蓄積、人材ネットワークの拡充による協会の能力アップや多様なステークホルダーとの連携、収入源の拡充・多様化に留意する。

第1 環境教育、普及啓発事業の実施

協会では、設立以来、環境教育、普及啓発に力を入れて取り組んで来ており、近年はこどもエコクラブ事業を核とした環境教育事業の推進に努めている。

こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動・学習のクラブである。協会は、クラブに参加する子どもたちの環境活動や環境学習を支援することを通じ、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育むことを通じ、持続可能な社会づくりを担う人材を育成することを目的に、当該事業を実施している。

今日 ESD（持続可能な開発のための教育）が世界共通の課題となっているが、こどもエコクラブ事業は、環境活動・学習を核に ESD を実践するものである。また、こどもエコクラブは、子どもたちの活動を支援する保護者、教師、ボランティア、地方自治体、企業、団体等多様な主体・人々が共に学び、活動する場ともなる。このように、こどもエコクラブは、子どもたちを中心とするものであるが、関わる大人たちを含め地域における環境活動・ESD 実践のプラットフォームを提供するものとなっており、クラブへの参加・支援が広がることにより地域の環境保全や活性化への取組の促進にもつながることが期待できる。

こどもエコクラブ事業については、クラブが地域の多様な主体・人々に支えられ、子どもや大人が共に学び活動できる環境活動・ESD 実践のプラットフォームとなることを目指し、それを支援するための事業基盤の確立のため、引き続き事業内容の充実と財源の確保に努める。

1 こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブは、周りの大人たち（サポーター）の協力を得ながら、子どもたちが自主的・自発的に環境活動・学習を行うことを基本としているが、協会としても持続可能な社会づくりを担う人材を育成するという目的に向けてクラブの活動が活発に行われるよう、各クラブの支援に努める必要がある。このため、平成 30 年度は引き続きクラブの活性化に注力する。

併せて、その成果を活用しつつステークホルダーのクラブへのより多くの参加、支援、連携・協働につなげていく。

さらに、地域内でのクラブ間の交流や認知度を高め幅広いステークホルダーの参加を促進するため、クラブ数 2,000、メンバー数 10 万人を当面の目標として、クラブへの登録を確保する。

(1) クラブの活性化

クラブの活性化を支援するためには、各クラブがどのような活動をしているか、こどもエコクラブ事業の目的に照らしこのような状況にあるか、また、協会その他からどのような支援を受けているか等クラブの状況を把握し、それをもとに持続可能な社会づくりを担う人材の育成に向けて活動が活発に行われるよう、子どもたちやセンターをきめ細かく支援していく必要がある。このため、平成29年度に、クラブの活動状況・内容のほか全国事務局からクラブへの働き掛けやクラブのアクション（イベント参加、受賞など）を記録し、クラブの現状や成長の様子を可視化するデータベース（カルテ）の整備を行い、各クラブの基礎データを収集したところである。

平成30年度は、これらのデータを活用し、クラブを活性化するために以下の取組を行う。

ア 活動レポート・壁新聞へのフィードバック

ウェブサイトで募集している活動レポート、一年間の活動をまとめた壁新聞に対して、専門家からの助言を継続する。活動の成果が評価されたり、新たな課題を提示されることにより、クラブの活動の継続・発展に向けた意欲が高まることが期待できる。

クラブにはメール等を通じてレポートの提出、壁新聞の制作を呼び掛けるほか、ウェブでの活動レポートの公開、フォトコンテスト開催、新人賞・皆勤賞授与等の意欲を増す様々な工夫を行うことにより投稿するクラブ数の増加を図る。また、クラブへの適切な支援を検討・実施するための基礎となるデータを可能な限り多く収集する。

イ クラブの状況に合わせた支援

データベース（カルテ）を活用して、各クラブに対しアドバイスや情報提供等の支援を行う。クラブの特徴や興味・関心を把握し、それに合わせて活動のヒントやプログラム事例を提供する「ウェブ版ニュースレター」の配信を継続する。1年目のクラブに対しては登録時にヒアリングを行い、関心分野等を把握してその後の適切な支援につなげるとともに、コミュニケーションを密にする。

また、子どもと地域の多様な主体が学び合いながら、子どもが成長し地域の持続可能性を高める活動へと発展するポテンシャルを持つクラブの抽出と、それらのクラブに対する地域での具体的な連携・協働相手や活用できるリソースの提案等の重点的な支援を行う。

以上の取組と併せて、カルテを活用してクラブや子どもたちの成長プロセスを評価・分析し、効果的な支援の整理・類型化を図るとともに、事業の効果を客観的に示していく。

ウ サポーターへの支援

クラブを活性化し、活動を継続していくためには、サポーターの意欲や知識・経験が重要である。サポーターを支援するため、地域で開催される体験イベントや助成金の情報に加え、大人を対象とした環境イベントや指導者養成講座等サポーター自身のスキルアップに役立つ情報提供を行う。また、地域事務局（自治体）主催の交流会への参加をサポーターに働き掛けるとともに、当該地域事務局と連携しつつサポーター同士の交流促進に役立つプログラムを企画し、実施する。

エ 一斉活動の企画・実施

各クラブが自主的・自発的に環境活動・学習を行うのがこどもエコクラブの特徴であるが、全国のクラブが一つになって取り組むことができる活動を実施することは、子どもたちの達成感や仲間との連帯感を生みやる気や励みになるほか、こどもエコクラブの知名度を上げクラブへの参加や支援の輪が広がることが期待できる。

このため、既に実施団体として登録を済ませている2020年東京オリンピック・パラリンピック応援プログラムとして、「こどもエコクラブの子どもたちと各国の選手との交流」、「こどもエコクラブの子どもたちによる環境オリンピック・パラリンピックへの応援活動」をテーマとした活動のほか、SDGsへの取組として、「エコマークをはじめとする環境ラベルについての理解とそれに基づく消費行動の実践」をテーマとした活動を行う。

オ 活動の顕彰

メンバーにはその証であるバッジを配付し、こどもエコクラブの一員としての意識付け、一体感の醸成を行う。また、アースレンジャー認定証、金バッジ・銀バッジの配布により継続的な活動を促す。

また、一年間の活動をまとめた壁新聞・絵日記に加え動画部門を新たに設けた「エコ活コンクール」を実施し、優れた作品を表彰する。コンクールの審査結果に基づいて各都道府県から代表クラブを招待し相互の交流を深めるとともに、これらの情報を広く発信することにより、クラブの活性化及び事業への理解と参加を促進することを目的とした「こどもエコクラブ全国フェスティバル」（以下「全国フェスティバル」という。）を開催する。全国フェスティバルに参加することが年齢的に難しい幼児クラブに対しては、全国事務局がクラブを訪問し子どもたちに環境教育プログラムを実施する。

(2) ステークホルダーの拡充・満足度の向上

こどもエコクラブには、メンバー・サポーターのほかに、地方自治体（地域事務局）、企業等多くの主体が関わっている。事業の趣旨に共感し、地域におけるクラブの活動を積極的に参加・支援する主体を増やしていくため、各主体に対し以下の取組を行う。

ア 地方自治体

地方自治体（地域事務局）には、広報や登録等の窓口だけでなく地域において積極的・主体的に事業を推進することが期待される。そこで、地域事務局を担う自治体の担当者を対象に、事業の趣旨や地域での事業活用・クラブ支援事例などを共有する説明会を実施する。また、クラブ限定のイベントや助成金、交流会等独自の支援を行っている自治体の例をまとめてウェブサイトで発信し、自治体による主体的な事業支援を促進するほか、地元企業との連携・協働に向けた資料・情報等の提供を行う。

このほか、地域事務局になっていない地方自治体に対し、エコクラブに関する情報提供を行い、地域事務局としての参加・協力を働き掛ける。

イ 企業

こどもエコクラブをサポートする企業を中心に、企業が注力する SDGs の項目（生態系の保全、気候変動対策、まちづくり等）と関連付けて、こどもエコクラブとの協働活動の提案を積極的に行うほか、既に実施している企業のイベント・プログラム・コンテスト等をこどもエコクラブの「アシストプログラム」として位置付ける等により、発展的な関係を築き、こどもエコクラブへの支援につなげる。

ウ ユース

こどもエコクラブの OB・OG を中心に平成 25 年度に結成した All Japan Youth Eco-Club は、地域交流会や全国フェスティバルにおいてこどもエコクラブメンバーのロールモデルとして活躍しているほか、各地のこどもエコクラブ活動の紹介や自身が見聞・体験した環境に関する話題やイベントの発信している。

平成 30 年度は、フェイスブック・ツイッター等の SNS に All Japan Youth Eco-Club のコミュニティを立ち上げ、コミュニケーションを活発化するとともにネットワークの裾野を広げる。また、全国フェスティバルの企画の一部をユースが担うことにより、ユースとこどもエコクラブメンバーが直接顔を合わせ相互に刺激を受け、活動発展への意欲を高める機会とする。

エ 地域団体・NPO

地域の環境保全、子どもの健全育成・居場所づくりといった取組を行う団体・NPOに対し、こどもエコクラブ設立や、既存クラブとの協働活動、環境活動や学習に関する知見や、人的ネットワーク、フィールド等の相互利用等の協力を働き掛け、地域におけるクラブへの支援強化につなげる。

オ 協働事業に関わる主体

(ア) いきものみつけファーム

産官学民が協定を結び協働する推進協議会が活動をサポートする「いきものみつけファーム」は、環境配慮型の農業の普及、環境配慮型商品の流通促進、地域の環境活動リーダーの育成などのメリットが見込まれ、地域の活性化に資する事業でもある。現在 5 カ所（長野県松本市、秋田県大仙市、滋賀県、長野市、山梨県中央市）に協議会が設置されている。

平成 30 年度は、京都府京丹後市で準備を進めている協議会の設立を支援する。また、こどもエコクラブを設立している協議会には、クラブが核となる環境教育・地域活性化の取組の充実のため、プログラムの提案等の支援を行う。その他の協議会にはクラブの設立を働き掛ける。

(イ) Project-D

「Project-D」は、東日本大震災によって被害を受けた森林の再生と被災地の子どもたちの心を癒やすことを目的に実施している。どんぐりの採取、苗木の育成を行い、平成 29 年度に、プロジェクトで育成した苗木の全てを被災地に植え終えた。

平成 30 年度は各植樹地において、苗木の成長を促進するとともに子どもたちの体験活動・環境学習の機会として、下草刈り等の育林活動を企画・実施する。また、助成制度の活用や企業との協働等これらの取組に必要な資金の調達に取り組む。

（3）認知度の向上

ア ホームページの活用

より多くの人々の目に触れるようにするために、積極的に情報発信を行う。具体的には、地方自治体・パートナー企業等との相互リンクを促進するため、フェイスブックなどの SNS やブログ等を活用し、自力で情報発信を行っているクラブのサイトとのリンクを積極的に進めるとともに、リンク先をホームページ上に分かりやすく公開し、クラブによる発信をサポートする。

イ メディアとの関係強化

引き続きプレスリリースを積極的に行う。特に地方紙に対しては、ニュースになりそうなクラブのトピック情報を、該当する地域のメディアに配信していく。

(4) 財政基盤の確立

こどもエコクラブの財政基盤は依然として脆弱であり、早急に安定的な基盤を確立する必要がある。企業等との協働事業による事業収入の獲得や、企業及び個人からの寄附・支援の増加に向けて全力を挙げて取り組む。

ア 企業へのアプローチ

子どもの環境教育に関心を有する企業を中心に、こどもエコクラブへの寄附を働き掛けるほか、クラブとの協働事業の提案を行う。特に事業提案については、こどもエコクラブの活動をSDGsの目標と関連付けることにより連携・協働の可能性を具体的に示す。

また、上記の活動の円滑な実施に資するため、アシストプログラムへの企業の参加促進や、企業が地元クラブに直接支援できる仕組みづくりを行う。

このほか、企業からの環境教育に関する委託業務については積極的に受託する。

イ 個人寄附の獲得

ターゲットや使途を絞った戦略的なアプローチや、他団体の成功事例に関する情報を集め、ウェブサイト・チラシ・ダイレクトメール等寄附を促すために有効な手法について検討・実行する。また、遺贈やクリック募金等の新たな寄附方法について、導入のための検討を進める。

2 その他環境教育、普及啓発事業

環境省、地方自治体、企業等が行う環境教育、普及啓発事業等の委託事業について、協会の教育事業との親和性が高く相乗効果が見込めるものの積極的受託を図る。

また、引き続き環境教育教材・資料の貸出・頒布、環境研究会事業の実施、協会ホームページ等による情報発信を行う。

第2 環境ラベリング事業等の実施

地球温暖化の進行や人口増による資源制約が懸念される中、持続可能な消費と生産（SCP）の実現が求められている。その中で、環境ラベルは、消費者等に分かり易く環境負荷の少ない製品・サービスの購入・利用を促す有効なツールとなっている。

エコマークは、製品のライフサイクル全体を考慮した認定基準と第三者による厳格な審査を特長とし、環境ラベルの中で高い認知度（91%）を有する、日本で唯一のタイプI環境ラベル（ISO14024 準拠）である。近年、海外のタイプI環境ラベル機関との相互認証等の国際協力も広がりつつあり、我が国の環境物品等の国際市場への円滑な進出にも寄与している。

地球温暖化対策の国際的枠組であるパリ協定に基づく対策の推進、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた有効なツールとして、エコマークが消費者の商品選択や事業者の環境ビジネスの拡大、海外展開等広く利活用されることを目指し、エコマークの価値の向上及び国際協力の推進に積極的に取り組む。

また、グリーン購入や持続可能な購入（調達）を国内外に普及・浸透させるため、グリーン購入ネットワーク（GPN）とも一層連携を図る。

1 エコマーク事業

エコマークの認定商品数は漸増傾向にあったが平成29年度は有効期限を迎えた商品類型の影響もあり若干の減少となった。認定企業数は漸減傾向が続いている。東京オリンピック・パラリンピック開催を念頭に取組を進めている、ホテル・旅館や小売店舗のエコマーク認定施設の増加も広がりを見せていない。

エコマーク事業を取り巻く状況やエコマークの普及状況を踏まえ、商品類型の拡充、認定基準の見直し、信頼性堅持措置の着実な実施に引き続き取り組むほか、広報・宣伝の強化を図るとともに、SDGs等への対応についても積極的に進める。

特に平成30年度は、ホテル・旅館、小売店舗や飲食店をはじめ新規のエコマーク取得企業の増加、地球温暖化対策の強化や環境面に加え社会面に配慮した基準の設定等に重点的に取り組む。

（1）認定基準の策定

国等とも連携しつつ、新たな製品・サービスの商品類型化に取り組む。特に、温暖化防止・資源循環に資する製品と「サービス分野」への展開、社会のビジネスモデルの変化への対応を重点に進める。また、基準の設定・見直しに当たっては、地球温暖化対策の強化、SDGsへの寄与を念頭に、国内外の環境規制の動向や引用規格との整合等を踏まえ取組を進める。

ア 新規商品類型の策定

新規類型化の候補として検討している案件から数類型を選定し商品類型化に着手する。

<主な新規類型化候補>

- ・シェアリングサービス（自転車等）
- ・ノンフロン加煙試験器

イ 既存商品類型の見直し

有効期限のおよそ2年前を迎える既存類型のうち、科学的知見や社会的情勢等から見直しが必要と判断されるものについて検討する。

<主な見直し候補>

- ・小売店舗【チェーン店の認証やテナント・小規模店舗などの適用範囲の拡大等】
- ・ホテル・旅館【チェーン店の認証や基準項目の見直し等】

(2) 広報・宣伝活動の推進

エコマークの特長は、①「第三者認証」による信頼性・公平性と、②「商品のライフサイクルに則して、4つの環境評価項目（省資源と資源循環、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、有害物質の制限とコントロール）を重点領域とした認定基準」に照らして的確に商品の環境性能を評価するところにある。

これらの特長やグリーン購入の考え方（行動）等の浸透を図るため、ステークホルダーへの幅広い情報発信やコミュニケーションを通じエコマークの広報・宣伝を推進する。

ア 「エコマークアワード」の実施と「エコマークフォーラム」の開催

平成22年度より実施している表彰制度「エコマークアワード」については、国際的・社会的な動向を踏まえ、内容の充実を図り実施する。また、「エコマークフォーラム」の内容を充実し、エコマーク取得企業をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションの強化・充実を図る。

イ 多様な主体との連携・協働による情報発信

エコマーク取得企業やマスメディア、事業者、自治体、団体（消費者センター、GPN、こどもエコクラブ、環境カウンセラー等）と連携・協働して、環境フェア・イベント、セミナー等（目標：「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」、「エコプロ2018」など5開催）による情報発信を展開する。このほか、通販事業者などのインターネット

等を活用する事業者、サービス分野の情報サイトを運営する事業者等との連携・協働にも取り組む。

ウ エコマークゾーンの充実

エコマークゾーン(おおさか ATC グリーンエコプラザに常設)において引き続き、多様なエコマーク商品の展示をはじめ、「エコマークデスク」を設置し、エコマーク認定取得、グリーン購入等に関する相談に直接応じるなど、来場者への対応に努める。また、地域の消費者センター等との協働により、新たなエコマーク PR 拠点の開拓を進める。

エ 事業者への情報提供の強化

既存商品類型に対する潜在的需要の掘り起こしと、新規制定あるいは見直し改定した商品類型などに対する新規申請を促進するため、事業者、業界誌などマスメディア等への広報のほか、業界フェア、セミナー（目標：「認定基準等説明会」など 5 開催）等への出展・参加を進め、取得メリットのほか、認定取得促進に向けた情報提供の強化を図る。特に「ホテル・旅館」、「小売店舗」や「飲食店」等のサービス分野について、チェーン展開の施設や地域フランチャイズ店舗などを対象とした取得促進機会の創出に優先的に取り組み、エコマーク認定施設増に結び付ける。

オ 消費者への情報提供の強化

より多くの人々にエコマークが視認され、購買場面で広く利活用されるよう、インターネットを通じた購買行動を念頭にウェブサイト上のエコマークの表示ルールを見直し、表示の容易さを向上させることにより、様々なアイテムにエコマークの表示を広げる。また、環境への取組を分かりやすく伝えるピクトグラムの導入等効果的なエコマークの表示方法に関する情報提供を強化し、エコマークの更なる利活用と浸透を図る。このほか、エコマークはグリーン購入法の調達の目安としても活用されていることから、国・地方自治体等における調達実態や要望等を考慮し、ウェブサイト等を通じた調達者向けの環境情報の充実に努める。

カ 普及ツールの拡充

エコマークウェブサイトについて、必要な情報を更に分かりやすく入手しやすいサイトを目指して随時更新を行う。特に英語サイトのリニューアルを進め、海外ラベル機関との相互認証の推進や海外に向けた情報発信を強化する。

(3) 信頼性の堅持

環境ラベルとしての信頼性は、消費者の商品選択の際に不可欠な要素であり、事業者が第三者に認証された環境ラベルを付与された製品・サービスを市場に供給し、その努力が市場から正しく評価されるためにも重要である。引き続き、認定後の定期確認、現地監査、商品テスト及び基準適合性確認に取り組み、信頼性の高い環境情報の提供を進める。

ア 現地監査の実施

地域（海外製造を含む）や重点分野、公正性などを考慮して現地監査（目標：40事業者）を行うとともに、監査概要をウェブサイトで周知することにより、環境偽装の抑止及びエコマークへの信頼性の堅持につなげる。

イ 商品テスト（基準適合試験）の実施

環境偽装問題などの再発防止及び消費者の信頼性堅持のため、エコマーク認定商品を対象として市場から抜き取り購入し、購入商品が認定基準に適合していることを確認する方策として基準適合試験を実施する（目標：3商品類型）。

ウ 総点検の実施

認定後の定期確認に加え、更なる信頼性堅持のため、有効期限延長により認定期間が長期にわたっているエコマーク商品の基準適合性を確認することを目的に、既認定商品に係る総点検を実施している。認定商品に係る申請データの点検、スクリーニングを行い、必要性の高い案件について、照会、ヒアリング、現地監査などの調査を実施する（目標：100認定商品）。

(4) SDGs等を踏まえた新たな取組の推進

SDGsへの寄与や地球温暖化対策の強化のための有効なツールとしてエコマークが広く利活用されるよう、認定基準の策定・見直しを進めるほか、CO₂排出に係る簡易算定ツールの検討など、CO₂削減についての消費者等の寄与やエコマークの利活用による効果を可視化するための情報整備の強化を図る。

また、GPNとも連携し、持続可能な購入の考え方等について普及を図るとともに、SDGs等を踏まえたエコマークの新たな取組について広報・宣伝を行う。

2 環境ラベリングに係る国際協力事業

国連環境計画やドイツ、中国、韓国等では、途上国に持続可能な消費と生産（SCP）を広げるため、環境ラベルを活用した持続可能な公共調達（SPP）あるいはグリーン公共調達（GPP）の制度化、運用の支援を展開している。

エコマークは、平成 29 年度に、環境省の請負事業により環境ラベルに関するベトナムへの協力業務を開始するとともに、GIZ（ドイツ国際協力公社）からの委託によりインドネシアの環境ラベルの基準策定協力をを行い、国際協力の範囲を広げることができた。一方、相互認証については日中韓を中心に広がっているが、効率的な協議の方法や実効性の確保という課題も見えて来ている。

こうした状況を踏まえ、エコマークを世界に通用する環境ラベルとすることを目指し、国内におけるエコマーク認定取得の促進の観点も踏まえ、共通基準の拡充等相互認証の深化、途上国への基準策定支援、各国の GPP や SPP における対象ラベル化等を戦略的に進める。

また、国際的な動向に的確に対応できるよう、世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）などを通じ国際的な動向や海外情報の収集に力を注ぐとともに、国等とも連携した取組を進める。

（1）海外環境ラベル機関との相互認証の推進

ア 日中韓三カ国環境ラベル機関との相互認証

環境省の推進する日本、中国、韓国の 3 カ国の政府間の取組である「日中韓環境ビジネス円卓会議（TREB）」の下、平成 17 年度より環境配慮製品の市場流通性を高めることなどを目指し、3 カ国間の環境ラベル基準の調和化と相互認証の推進に取り組んでいる。これまでに 8 品目分野（カテゴリー）について共通基準を策定している。

平成 30 年度は、新たな対象品目として「シュレッダー」、「家具」の共通基準の検討を進める。また、相互認証の現状及び課題の把握を行い、より一層の活用が進むよう相互認証スキームの必要な措置について検討を進める。

イ その他の環境ラベル機関との相互認証

北欧 5 カ国ノルディックスワン（NS）、ドイツブルーエンジェル（BA）、タイグラーンラベル、ニュージーランド環境チョイスとの間で各々「複写機、プリンタ」の共通基準の見直しと対象カテゴリの拡充を進める。また、相互認証の実効性のある運用を目指し、台湾グリーンマーク、北米エコロゴ、香港グリーンラベル、シンガポールグリーンラベルとの間で各々「複写機、プリンタ」分野の共通基準合意に向けた取組を進める。その他のラベル機関（ベトナム、マレーシア、フィリピンなど）についても事業者などのニーズを踏まえ、相互認証の実現に向けた取組を進める。

（2）国際的な動向への対応

国等とも連携しつつ、グリーン公共調達・持続可能な調達や環境ラベルに関する国際的な議論への参画、日本のエコマークやグリーン公共調達についての情報発信、グリーン公共調達・持続可能な公共調達及び環境ラベルの制度・基準の国際整合性を図っていくための現状把握、対応の検討や基準策定等の途上国支援、海外環境ラベル制度におけるエコマークの活用等を進める。

（3）世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）との協働

引き続き、ドイツ、北欧5カ国、中国、韓国、北米等の世界50以上の国・地域、30機関のタイプI環境ラベル運営団体で構成するGENの役員会メンバーとして、GENの会議等の活動に参画する。

3 グリーン購入促進事業

SDGsの採択やパリ協定の発効を受け、あらゆる主体がその実現に向け取り組む必要がある。特に消費者の消費行動や企業の事業活動のパターンを変えることがその大きな力となる。企業においては、製品やサービスのサプライチェーンにおいてCSR調達が実施されるほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会も持続可能性に配慮した調達コードを策定する等、環境面に加え、合法性や労働者的人権等の社会面にも配慮した原材料の調達を推進する動きが広がりつつある。これらのことから、グリーン購入、さらには持続可能な購入はその原動力となり得ると考える。

しかしながら、グリーン購入についてみると、地域のリーダーとなる地方自治体における取組は、組織的な取組が約7割と横ばいで、しかも取組内容も必ずしも十分といえるレベルになく、その早急な改善が望まれる状況にある。企業においても同様で、組織的な取組は約7割で、非製造業や非上場企業において更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、協会としても、グリーン購入の取組の普及・拡大に向け、地方自治体や企業・国民への更なる積極的な働き掛け、支援を行っていく必要がある。すなわち、グリーン購入の取組が十分でない地方自治体に対しては、国等とも連携し、他の地方自治体の取組事例や取組方法のガイドライン等の活用、実務支援等により、取組を促進する。

また、グリーン購入ネットワーク（GPN）の事務局業務を受託し、GPNメンバーと協力し、グリーン購入の幅広い普及・拡大を図るとともに、持続可能な購入についてもその普及に向けて必要な検討・取組を進める。

第3 地球温暖化対策事業の実施

持続可能な地域・社会づくりに向けソフト・ハード両面の支援を展開するため、以下の地球温暖化対策に係る国の補助事業に引き続き取り組む。

1 地球温暖化対策設備投資利子補給事業

国の補助金により設立された基金のほか、国の補助金を受け、地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対する利子補給事業を実施する。

2 地球温暖化対策設備導入補助事業

国の補助金を受け、低炭素社会の実現に資するため、再生可能エネルギー設備の導入等を支援する補助事業を実施する。

第4 土壌環境保全対策事業の実施

土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく指定支援法人として、法改正等取り巻く状況の変化を踏まえ、以下の支援業務について、充実・推進に努める。

(1) 助成金交付

特定有害物質による土壌汚染の対策が必要な区域として指定された要措置区域において汚染の除去等の措置を講じる者に対して助成を行う都道府県等に対し、助成金の交付を行う。

(2) 相談・助言等

土壌汚染状況調査、要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置及び形質変更時要届出区域内の土地における形質変更について、照会・相談対応及び助言を行う。また、土地所有者等向けの相談窓口において助成に係る照会・相談対応及び助言を行う。

(3) 普及啓発

土壌汚染の健康リスクや土壌汚染対策、リスクコミュニケーションについて普及啓発を行う。また、土壌汚染対策基金及び支援業務について周知を行う。

第5 NPO等の環境活動支援事業の実施

地域に根差した環境保全活動を行うNPO等に対し民間寄附金から成る基金により環境活動への資金助成を行う。

1 「藤本倫子環境保全活動助成基金」事業

藤本倫子氏（環境カウンセラー=市民部門）からの寄附金（使途指定寄附金）により平成14年に設立された基金のもと、自発的な環境活動・学習を行う子どもたちのグループに対しその活動資金の一部を助成する。

2 「東京ガス環境おうえん基金」事業

「東京ガス環境おうえん基金」については、平成29年度をもって助成金交付が終了した。平成29年度に助成金を交付した団体の活動について、完了確認及び活動報告の取りまとめを行うとともに、平成19年度の助成事業開始以降、これまで助成金を交付した団体の現在の活動状況の調査を実施し、基金による助成の成果の検証を行う。